

登録申請の方法

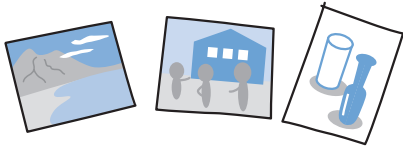
〈登録方法〉

1 別添の記入シートに記入し、本紙から切り離す。

※右記記入例を参照してください。

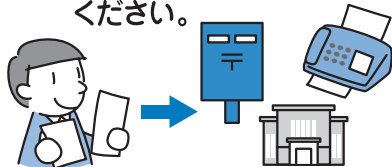


2 登録メニューに係る画像データを1~3枚程度用意する



※画像は、建物外観や体験を行っている場面など
※JPG形式により、メール添付またはCD等にて提出

3 記入シートと画像データを郵送・FAXまたはご持参ください。



※FAXの際は、画像データをメール添付または郵送等でお送りください。

〈記入例〉

メニューの名称	長期滞在型貸別荘		写真添付 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <small>※デジタル写真の場合はCDまたはメールにて送信願います。</small>
種別	<input checked="" type="checkbox"/> 単一メニュー <input type="checkbox"/> 複合メニュー		
メニューの カテゴリー	※複合メニューの場合は複数選択してください ①宿泊 2.体験 3.見学 4.スポーツ 5.交通 6.資格 7.医療 8.生活関連 9.その他(具体的に)		
メニューの詳細	5名様まで宿泊可。○○㎡メゾネットタイプ。トイレ・バス付き。調理できます(器具は別途)。夏は近くの川で魚釣りができます。近くにスキー場があります。 <small>※パンフ等の資料添付可。特に強調したい部分にマーキングをお願いします。</small>		
所要時間(期間)	<input checked="" type="checkbox"/> (7) 日間 <input type="checkbox"/> () 時間 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (8日間以上は応相談)		
実施時期と時間帯	<input checked="" type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 季節限定(時期: 月~ 月)(時間帯: 時~ 時)		
実施場所	<input checked="" type="checkbox"/> 下記所在地 <input type="checkbox"/> その他 ()		
申込期限	<input type="checkbox"/> 要予約()日()時間前までに予約 <input checked="" type="checkbox"/> 随時可		
料金	<input type="checkbox"/> 大人()人 円(税込み) <input checked="" type="checkbox"/> その他(1名様込み20,000円)		
メニュー作成年月	平成 20 年 4 月		

※以下、会社の情報をご記入ください。

社名(店名) <small>※メニュー実施の主催者</small>	株式会社 ペンション村		
代表者名	小樽 太郎 (役職 代表取締役)		
所在地	〒047-0000 小樽市000丁目0-0		
電話・FAX	TEL 0134-00-0000 FAX 0134-00-0000		
メールアドレス(PC)	taro@otarupensyon.com		
ホームページURL	http://www.otarupensyon.com		
業種	<input checked="" type="checkbox"/> 宿泊 <input type="checkbox"/> 物販 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> 旅行 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> その他()		
定休日	<input type="checkbox"/> 毎週()曜日 <input type="checkbox"/> 隔週() <input checked="" type="checkbox"/> 年中無休 <input type="checkbox"/> その他()		
ご担当者名	小樽 花子 (部署名 予約センター)		

FAX送信の場合はこちら

FAX 0134-22-6727

メール送信の場合はこちら

info@otaru-e-beya.net

登録申請について

- 市内に事業所等を有する法人または団体等を対象とし、個人は除きます。
- 登録申請は、別添の『小樽「定住体験」長期滞在」メニュー記入シート』により提出してください。
- 記入シートは、郵送・FAXまたは持参により提出してください。電子メールによる提出も受け付けますが、申請様式は、研究会ホームページから入手してください。
- 登録メニューに係る画像データ(建物の外観や体験を行っている場面など)を、1~3枚程度提出してください。画像データは、JPG形式により、電子メールへ添付またはフロッピーディスク等で提出願います。
- 研究会ホームページ等の掲載に関して、申請事業者の方々から掲載手数料等はいただきませんが、当研究会の法人会員登録(当分の間会費無料)をお願いいたします。

留意事項

- ①メニューの登録申請に当たっては、長期滞在者(3泊以上)を対象としていることを勘案し、その趣旨に沿ったものとしてください。
- ②宿泊プラン(特に空き家やマンション、アパートなどの活用)を提案する際は、旅館業法や借地借家法、宅地建物取引業法等の法令に抵触しないよう十分留意願います。
- ③提供いただいた画像データは、研究会がホームページおよび移住PRパンフレット等で使用することを承諾されたものとみなします。
- ④提出いただいた書類等は、お返しいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ⑤提出いただいた情報は、研究会が行う事業以外の用途に使用することはありません。

登録申請は平成20年9月20日(土)まで

※郵送の場合当日消印有効

小樽「定住体験」「長期滞在」メニュー 記入シート

メニューの名称		写真添付 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <small>※デジタル写真の場合はCDまたはメールにて送信願います。</small>
種別	<input type="checkbox"/> 単一メニュー <input type="checkbox"/> 複合メニュー	
メニューのカテゴリー	<small>※複合メニューの場合は複数選択してください</small> 1. 宿泊 2. 体験 3. 見学 4. スポーツ 5. 交通 6. 資格 7. 医療 8. 生活関連 9. その他(具体的に)	
メニューの詳細	<small>※パンフ等の資料添付も可。特に強調したい部分にマーキングをお願いします。</small>	
所要時間(期間)	<input type="checkbox"/> ()日間 <input type="checkbox"/> ()時間 <input type="checkbox"/> その他()	
実施時期と時間帯	<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 季節限定(時期: 月~ 月)(時間帯: 時~ 時)	
実施場所	<input type="checkbox"/> 下記所在地 <input type="checkbox"/> その他()	
申込期限	<input type="checkbox"/> 要予約()日()時間前までに予約 <input type="checkbox"/> 随時可	
料金	<input type="checkbox"/> 大人()人 円(税込み) <input type="checkbox"/> その他()	
メニュー作成年月	平成 年 月	

社名(店名) <small>※メニュー実施の主催者</small>	
代表者名	(役職)
所在地	〒 -
電話・FAX	TEL - - FAX - -
メールアドレス(PC)	@
ホームページURL	http://www.
業種	<input type="checkbox"/> 宿泊 <input type="checkbox"/> 物販 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> 旅行 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> その他()
定休日	<input type="checkbox"/> 毎週()曜日 <input type="checkbox"/> 隔週() <input type="checkbox"/> 年中無休 <input type="checkbox"/> その他()
ご担当者名	(部署名)

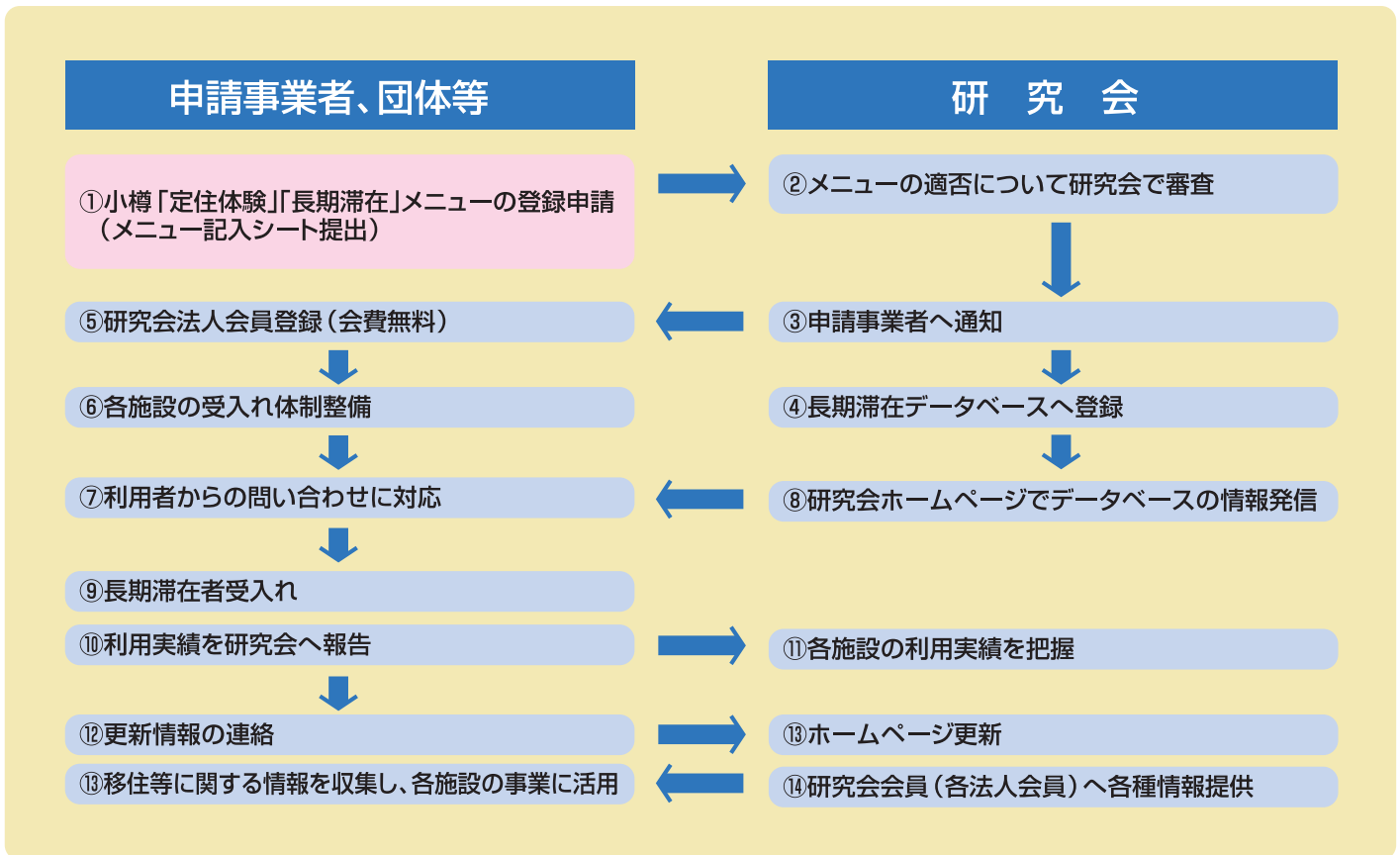
FAX送信の場合はこちら

FAX 0134-22-6727

メール送信の場合はこちら

info@otaru-e-beya.net

■提案から長期滞在者受入れまでの流れ



「おたる移住・交流推進事業研究会」規約

- (設置)
- 第1条 これからピークを迎える団塊世代の大量退職を背景に、新たな移住ビジネス創出の可能性を探るため、移住・交流を希望する方々の受入れに意欲のある団体等と協働し、調査、研究及び実験事業を行うことを目的として、「おたる移住・交流推進事業研究会」(以下「研究会」という。)
- (事業)
- 第2条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 移住や長期滞在等の受入れ体制に関すること。
 - 移住や長期滞在等の実証実験に関すること。
 - 移住や長期滞在等の情報発信及び宣伝に関すること。
 - その他、研究会の目的達成のために必要な事項。
- (構成)
- 第3条 研究会は、第2条の目的に賛同する次の会員をもって構成する。
- 法人推薦会員(任意団体等から推薦された会員を含む。以下同じ。)
 - 小樽商工会議所推薦会員
 - 社団法人小樽観光協会推薦会員
 - 法人会員(任意団体等を含む。)
 - ボランティア会員
- (役員)
- 第4条 研究会に次の役員を置く。
- 会長 1名
 - 副会長 2名
 - 理事 若干名
 - 監事 2名
- (役員の選出)
- 第5条 会長は、小樽商工会議所推薦会員をもってこれに充てる。
- 副会長は、社団法人小樽観光協会推薦会員1名及び理事のうちから会長が指名する者1名とする。
 - 理事は、会員のうちから幹事会が選出する者とする。
 - 監事は、理事のうちから会長が指名する者とする。
- (役員の職務)
- 第6条 会長は、研究会を代表し、会務を総括する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、社団法人小樽観光協会推薦会員である副会長がその職務を代行し、その者に事故があるとき又はその者が欠けたときは、理事のうちから会長が指名する副会長がその職務を代行する。
 - 理事は、会長の命を受け、会務の審議運営にあたる。
 - 監事は、会計の運営状況を監査する。
- (任期)
- 第7条 役員の任期は、研究会の解散までとする。
- 役員に欠員が生じた場合は、補充することができる。(オブザーバー)
- 第8条 移住・交流事業に関する意見、助言を求めため、会長の推薦によりオブザーバーを置くことができる。
- (会議)
- 第9条 会議は、総会及び幹事会とする。
- 会議は、会長が招集する。
 - 会長は、会議の議長となる。
- (総会)
- 第10条 総会は、年1回以上開催し、会員及び役員をもって構成する。
- 総会は、次の事項を審議する。
 - 規約の改廃についてのこと
 - 予算及び事業計画の決定についてのこと
 - 決算及び事業報告の認定についてのこと
 - その他研究会の運営上必要な事項
- (会長の専決処分)
- 第11条 会長は、緊急を要し、総会又は幹事会を招集するいとまがないと認めるときは、総会又は幹事会の権限に属する事項を専決処分することができる。
- 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会又は幹事会に報告し、その承認を求めなければならない。(幹事会)
- 第12条 幹事会は、役員をもって構成する。
- 幹事会は、次の事項を審議する。
 - 研究会の運営及び事業の実施についてのこと
 - 総会提出議案についてのこと
 - 規程の制定及び改廃についてのこと
 - 予算の補正についてのこと
 - 理事の選出についてのこと
 - その他研究会の運営上必要な事項
- 第13条 幹事会は、非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、幹事会の同意により公開とすることができる。
- (会議の成立等)
- 第13条 会議は、構成員(議長である会長を含む。次項において同じ。)の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。
- (専門部会)
- 第14条 研究会は、必要に応じ、第2条の目的の達成及び第3条に掲げる事業の遂行に関し専門的又は集中的に審議するために、専門部会を置くことができる。
- 専門部会の分担事務及び委員は、会長が指定する。(会計年度)
- 第15条 研究会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日をもって終わる。
- (経費)
- 第16条 研究会の経費は、会費、交付金、寄附金その他収入金をもって充てる。
- 会費は、当分の間徴収しない。(会計監査)
- 第17条 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
- (会計手続)
- 第18条 会計を処理するため、研究会に現金出納簿及び予算整理簿を備える。
- その他、会計に係る手続については、会長が別に定める。(意見聴取及び資料提出)
- 第19条 会長は、検討を進めるに当たり必要と認めるときは、会議において関係者の出席を要請し、意見、説明及び資料の提出を求めることができる。
- (事務局)
- 第20条 研究会の事務を処理するため、事務局を置き、事務局に必要な職員を置く。
- 事務局は、当分の間、小樽市総務部企画政策室に置く。
 - 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。(補則)
- 第21条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。
- 附則
- (施行期日)
- この規約は、平成20年7月10日から施行する。(設立年度の役員)
 - 第5条の規定にかかわらず、設立時の役員は、設立総会において決定する。(設立年度の会計年度)
 - 第15条の規定にかかわらず、平成20年度の会計年度は、この規約の施行の日から翌年3月31日までとする。(設立年度の総会)
 - 平成20年度の総会は、設立総会をもって代える。